

追加議案参考資料（新旧対照）

（議案第58号）

川越市議会第3回定例会

令和8年6月2日開会

議 案 参 考 資 料 目 次

議案第58号 川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第58号参考資料

川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(他の地方公共団体の地方公務員又は国家公務員から副市長となつた者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第7条の2 他の地方公共団体の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）が、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく、引き続いて副市長になつた場合には、その者の当該給与の算定の基礎となる勤続期間は、その者の副市長としての勤続期間に通算する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける副市長が退職した場合の退職手当の額は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の規定により副市長としての勤続期間に通算された勤続期間について、他の地方公共団体の地方公務員又は国家公務員としての退職の日に受けていた給料月額又は俸給月額（当該給料月額又は俸給月額に改定があつた場合には、副市長としての最終の退職の日における改定後の給料月額又は俸給月額）を基礎として、前条第1項の職員以外の職員の例により計算した額</p> <p>3及び4 略</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第10条 1～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員_____（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方</p>	<p>(他の地方公共団体の地方公務員_____から副市長となつた者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第7条の2 他の地方公共団体の地方公務員_____</p> <p>が、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく、引き続いて副市長になつた場合には、その者の当該給与の算定の基礎となる勤続期間は、その者の副市長としての勤続期間に通算する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける副市長が退職した場合の退職手当の額は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項の規定により副市長としての勤続期間に通算された勤続期間について、他の地方公共団体の地方公務員_____としての退職の日に受けていた給料月額_____（当該給料月額_____に改定があつた場合には、副市長としての最終の退職の日における改定後の給料月額_____）を基礎として、前条第1項の職員以外の職員の例により計算した額</p> <p>3及び4 略</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第10条 1～4 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方</p>

公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) 略

6～9 略

公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) 略

6～9 略